

## 自然災害発生時の生徒の登校について

### 1 開校日について

- (1) 登校開始の時点で西条市または居住地域に、次の①、②のいずれかが発令されている場合は  
自宅待機とする。
  - ① 暴風、大雪、暴風雪の特別警報または警報
  - ② レベル3以上の氾濫、大雨、土砂災害、高潮の警報
- (2) 臨時休校については、次の①、②のいずれかとする。
  - ① 正午までに解除された場合は、安全に配慮して登校する。
  - ② 正午までに解除されない場合は臨時休校とする。
- (3) 登校開始の時点で警報が発令されていない場合でも、自然災害等の状況により危険がある場合は、保護者の判断により自宅待機とする。保護者が Classi 等にて状況を知らせること。
- (4) 自宅待機、臨時休校の場合は、登校せず、自宅で自主学習を行う。定期考査期間の場合は、原則として考査実施日を一日ずつ順延する。

### 2 補習、模擬試験、サタデースクールについて

- (1) 朝 7:00 の時点で、西条市に、上記 1 (1) ①または②のいずれかが発令されている場合は、中止とする。なお、模擬試験については日程を変更して実施するため、Classi 等により各自確認をすること。
- (2) 西条市外の生徒は、居住地域に上記 1 (1) ①、②のいずれかが発令されている場合は、保護者と相談の上、欠席する際には保護者より Classi 等にて連絡すること。

### 3 休日の部活動について

上記 2 に準ずる。

### 4 公共交通機関の遅延、運休時の対応について

別の登校手段で登校した場合、遅れた時間は公欠扱いとする。他の交通手段がなく、欠席する際には、保護者より Classi 等にて連絡すること。この場合、公欠扱いとする場合がある。

※ 警報などの情報は、メディアで確認し、学校への問合せはしないこと。